

事前調査の信頼性の確保

(関係情報の整理)

1 事前調査の信頼性の確保に係る経緯・指摘等

(経緯)

- 平成25年の大防法改正では、中間答申を踏まえ、石綿の使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等を除き、解体等工事の受注者に対し、特定建築材料の有無についての事前調査、発注者への調査結果の説明及び調査結果の揭示が義務付けられた。

これにより、届出件数が増加するなど、改善が見られるが、なお適切でない事前調査がみられることから、事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者※により行われるよう平成29年に環境省から都道府県等に対して通知した。

※ 建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(現行の制度)

- ①解体等工事の受注者及び自主施工者(受注者等)は、建築物等に特定建築建材が使われているか否か(当該工事が特定工事か否か)について事前調査を実施。

※事前調査の具体的方法は法律に規定されていない。

- ②受注者等は発注者に対し、調査結果について書面を交付して説明。

※特定工事に該当するときは、届出事項を説明。

- ③受注者等は、解体等工事を施工するときは、調査結果を公衆に見やすいように掲示。

<総務省勧告での指摘>

平成22年4月から平成27年7月までの解体等工事で、使用されている石綿含有建材が、事業者の調査で十分に把握されていなかった事例が、52事例あった。

事例の分類	件数
設計図書の確認や外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が不十分等	32
発注者から受注した事業者に対するアスベスト含有建材の使用状況に関する不適切な説明等により、事業者が事前調査を適切に行わなかった	10
工事関係者間で事前調査結果に関する情報等が適切に共有されず、適切なアスベスト飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められた	7

出典：平成28年5月アスベスト対策に関する行政評価・監視調査結果報告書表2-(1)-⑦から一部抜粋(件数の多い分類)

(参考) 事前調査の流れイメージ

- ・ 一般的に、事前調査は、書面調査、現地調査を行った上で、必要なサンプリング・分析を行い、各建材の石綿含有の判定を行うものである。
注) 工作物においても基本的な流れは同様である。なお、石綿則においてはいわゆるレベル3建材も対象である。
- ・ 書面調査は、設計図書等や聞き取りから各部屋に使用されている建材を把握し、データベース等の情報と照らし合わせて石綿含有の仮判定を行う。

書面調査

①発注者等からの情報の入手

- ・ 発注者等が保有する資料(設計図書等)の提供を依頼する。
- ・ 発注者等関係者にヒアリングを行い、建築物の用途等の情報を聞き取る。

②情報の読み取り・活用

- ・ ヒアリング、設計図書等から対象建築物の構造(鉄骨造・木造など)を把握する。
- ・ 設計図書等から、各部屋の個々の建材情報の把握する。
- ・ 過去に建材の石綿含有分析が行われていた場合、結果を活用できるか確認する。
- ・ 設計図書等から、建材の商品名等を把握し、建材の製造時期や材質による判定を行うほか、国土交通省及び経済産業省が公表している石綿(アスベスト)建材データベースやメーカー等が公表している情報と照らし合わせ、石綿含有の有無の仮判定を行う。
- ・ 書面調査結果を整理し、現地調査の準備を行う。

現地調査へ

(参考) 事前調査の流れイメージ(続き)

- ・ 現地調査で使用されている建材の確認等を行い、書面調査、現地調査でも石綿含有の判断ができない場合は、分析で判定する(試料採取を行う)又は、石綿含有とみなすか判断を行い、事前調査結果の記録、報告書の作成を行う。

現地調査

※ 工作物においても基本的な流れは同様である。
なお、石綿則においてはいわゆるレベル3建材も対象である。

①建材の確認・把握

- ・ 書面調査で把握した内容と使用されている建材の整合を確認する。
成形板等で、裏面等の表示が確認できる建材は、建材の情報を把握する。
- ・ 外観等から同一と考えられる建材の範囲を特定する。

②石綿含有の有無の判断・試料採取分析

- ・ 書面調査と現地で確認した建材が同じかどうか確認し、石綿含有の有無を判断
(図面等と異なった場合は、データベース等の情報と照合)
- ・ 石綿含有の有無が不明の場合は、含有とみなすか、分析するか判断する。
(分析は、JIS・厚生労働省アスベスト分析マニュアルによる。)
- ・ 分析を行う建材の試料を採取し、分析を依頼する。

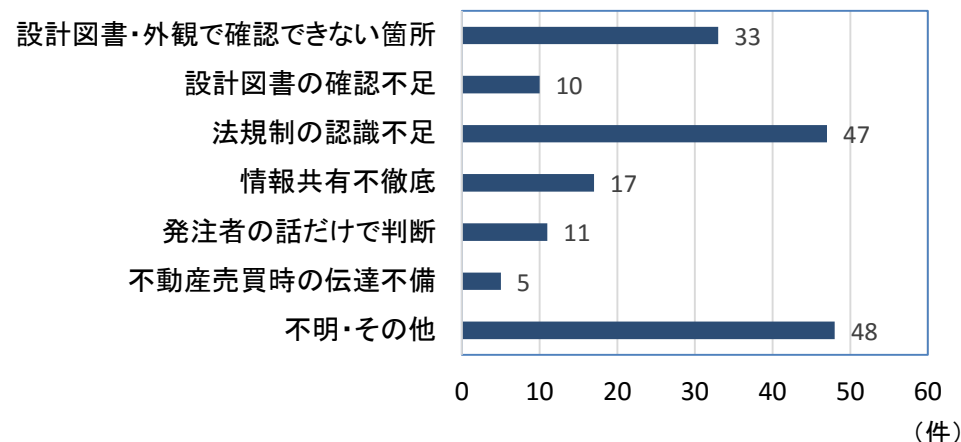
事前調査の結果の記録、報告書の作成等

- ・ 書面調査、現地調査の結果をとりまとめ、報告書を作成する。
- ・ 事前調査の結果について、発注者に説明し、特定粉じん排出等作業届出の要否を伝える。
- ・ 解体等工事の現場に、事前調査の結果を掲示する。

2-1 事前調査が適切に行われずに解体等工事が開始された事例 (環境省調査)

- ・ 事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について、環境省が都道府県等を対象に実施した調査によれば、平成26年6月1日から平成31年1月31日までに発生し、都道府県等が把握した件数は147件であった。
- ・ このうち、事案の発生原因としては、発注者や受注者の法規制の認識不足が47件、設計図書・外観で確認できない箇所であったことが33件、発注者から受注者への伝達不備等情報共有の不徹底が17件であった。

<事案の発生原因>



※複数回答があるので、総計は事例数と一致しない。

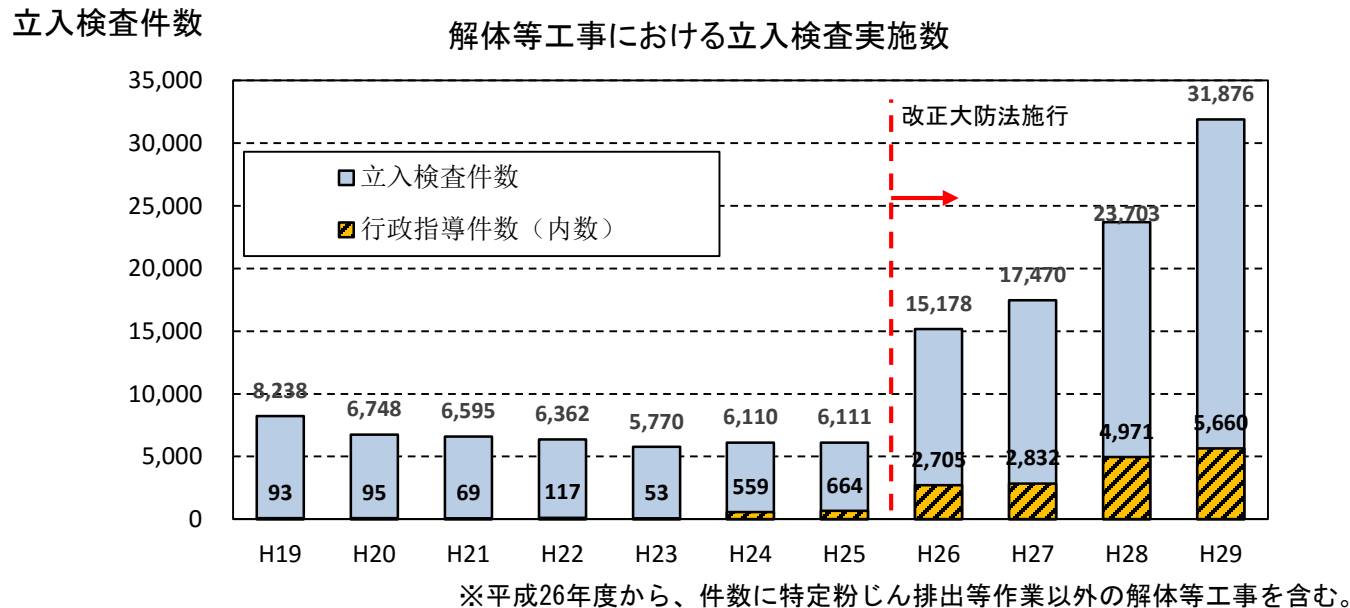
<事前調査に関する都道府県等の課題意識>

- 事前調査が適切に実施されているか確認する方法がないこと(15自治体)
- 事前調査を実施する者の要件が定められていないこと(24自治体)
- 事前調査の実施方法が定められていないこと(14自治体)
- 事前調査についての周知が必要(14自治体)

(平成29年度環境省調査)

2-2 都道府県等による事前調査に関する指導状況

- 平成29年度に都道府県等が立入検査を行った数(特定粉じん排出等作業以外の解体等工事を含む)は、31,876件で、行政指導は合計5,660件であった。
- このうち特定粉じん排出等作業届出の未届けによる指導は82件、事前調査の実施方法に関する指導は275件であった。



自治体による主な指導内容

- ・建築物等の一部のみだけでなく、全体の事前調査を行うこと
- ・事前調査の見落としされた特定建築材料の除去等について届出すること

など

3-1 関係法令による石綿含有建材の把握等

- ・ 石綿則では、平成18年9月1日以降に着手した建築物等を含め、すべての建材等を対象に、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業にあたっての事前調査の実施、石綿等の使用が明らかとならなかったときの分析による調査、記録を義務づけている。
- ・ 廃棄物処理法では、廃棄物となった吹付け石綿等は「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物等)、石綿含有成形板等は「石綿含有産業廃棄物」等と区分され、他の廃棄物と処分方法が異なるため、事前調査の規定はないが、実質的には石綿含有の有無について把握が必要である。
- ・ 建設リサイクル法では、特定建設資材廃棄物の分別のため、吹き付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建築資材に付着したもの(付着物)の有無の調査が義務付けられているが、付着物以外の石綿含有成形板等の取扱いは明確にされていない。
- ・ なお、これら法令では事前調査の結果の記録様式は定められていない。
- ・ また、建築行政では、吹付け石綿等の使用に関するアスベスト調査台帳の整備を進めている。

石綿則(労働安全衛生法)

- 建築物等の解体等作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録することを義務付けている。
- 目視、設計図書等による調査で、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録することを義務付けている。ただし、吹付け石綿を除き、石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずるときは、この限りでないとされている。

廃棄物処理法

- 事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分の許可を受けた者等に委託しなければならない。
- 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

建設リサイクル法

- 分別解体等の実施にあたり、石綿等の付着物等の有無の調査を義務付けている。

建築基準法

- 新築時の吹付け石綿、石綿含有吹き付けロックウールの使用を禁止しているほか既存建築物の増改築等の際にこれら吹付け石綿等の除去等対策を義務付けている。

3-2 石綿則に基づく事前調査に係る検討状況

- ・ 厚生労働省では、石綿則第3条第1項に基づく事前調査の適切な実施の徹底を図るため、事前調査の方法(範囲)を一層明確にすることについて検討している。

<主な論点> (第4回建築物の解体・改修等における石綿暴露防止対策等検討会ワーキンググループ H31.2.19) 抜粋

○事前調査の方法(範囲)

- ア 現地調査は必ず行うこととしてはどうか(労働安全衛生法による石綿等の製造等禁止が施行されて以降に着工した建築物又はその部分を除く)。
- イ 現地調査については、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分も含め、解体・改修等作業に関わるすべての部位を対象とすることとしてはどうか。
ただし、事前調査が困難な箇所は、着工後、確認を行うことで差し支えないこととしてはどうか。
- ウ 同一と考えられる材料の範囲について、客観的かつ合理的に判断することを示してはどうか。
その際の具体的な目安・基準については、例えば、同一ロットのものは「同一と考えられる材料の範囲」だと示してはどうか。また、例えば、表面仕上げが同一色であることを以て、同一と考えられる材料の範囲だと判断せず、天井板であれば点検口から裏面を確認することとしてはどうか。
- エ 石綿を含有する可能性のある建材について石綿含有なしと判断する方法としては、分析による方法のほか、
①当該建材について商品を特定し、かつ、②当該商品についてメーカー証明・情報と照合する方法によることとしてはどうか。

- ・ 石綿則における事前調査は、すべての石綿含有建材を対象としている。
- ・ 解体等作業の現場においては大防法と石綿則のそれぞれに基づく要求を満たす形で事前調査が行われる。

3-3 条例による事前調査の結果の記録、報告

- 大防法では、事前調査の記録の方法、受注者から発注者への説明様式などは定められていない。
- 都道府県等では、大阪府において受注者から発注者への事前調査結果の説明の様式例が示されているほか、鳥取県石綿健康被害防止条例において平成8年までに建築された耐火建築物を対象に解体等工事の実施の届出に事前調査の結果を添付し知事に届出するよう発注者等に義務付けている。

大阪府様式例

建築物の概要

調査及び調査結果の概要

届出等の要否・概要

説明を受けた者の記録

様式例

(受注者が作成及び発注者に説明する場合) 年 月 日

石綿使用の有無に係る事前調査書面

発注者 住所 氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名) 印

住所 氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) 印

電話番号

説明者の氏名・名称等

大気汚染防止法第18条の17第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第1項に基づく石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

建設工事の場所 (建設工事の名称)

数量・改修・補修等年月日 年 月 日 延床面積 m²

解体等工事の種類 解体・改修・補修 階数 階

建築物等の構造 □木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他 ()

事前調査者の氏名及び所属 電話番号

調査を終了した年月日 年 月 日

調査の方法 目視・設計図書・分析・その他 ()

石綿含有建築物材料の使用の有無 有・無・みなし

石綿含有建築物材料の種類及び使用面積

1 吹付け石綿 (m²) 2 石綿含有保温材 (m²)

3 石綿含有耐火被覆材 (m²) 4 石綿含有断熱材 (m²)

5 石綿含有成形板 (m²)

建築物等の階、部屋及び部位ごとの石綿含有建築物材料の使用の有無

別紙3のとおり

届出の要否

1 大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)に基づく届出 要・不要 (大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の8第1項に基づく石綿の濃度の測定計画の届出 要・不要)

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7第1項(第2項)に基づく届出 要・不要

特定粉じん排出等作業(石綿粉じん排出等作業)の概要

別紙1のとおり 石綿の濃度の測定計画 別紙2のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。 2 特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当しない場合は別紙1、別紙2は不要です。

この書面の説明を受けました。 発注者氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名) 年 月 日 印

部屋ごとの詳細票

工事名 対象となる 耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物・その他の施設 延べ床 m² (階数)

別紙3 事前調査結果の詳細票 (枚目/ 枚中)

部位	建設名、製品名等	備考	調査の方法	石綿含有	② 石綿の含有の状況の分析による調査		③ 石綿の使用状況		資料番号
					サンプリング	石綿含有	石綿の種類 (含有率)	備考	
改修:	□設計図書等 (取扱資料の種類:)	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	(%)	(レベル)	m ²		
改修:	□設計図書等 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	(%)	(レベル)	m ²		
改修:	□設計図書等 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	(%)	(レベル)	m ²		
改修:	□設計図書等 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	(%)	(レベル)	m ²		
改修:	□設計図書等 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	(%)	(レベル)	m ²		
改修:	□設計図書等 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無 □不明 □みなし	(%)	(レベル)	m ²		

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析実施の際は採取箇所を図面に及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用面積算出の機軸となる資料を添付すること。

2 設計図書等の取扱資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有建材データベース (国土交通省・経済産業省)、b メーカーの証明書・ホームページ、c JATI 協会無石棉情報、d その他 (具体的に取扱資料を記載)、e 設計図書等無し

3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 商品名の印字、C JIS 番号 D その他 (具体的に内容を記載)

4 備考欄には改修の工種の履歴など当該部位に係るその他情報を記載すること。

5 別紙3は必要に応じて複数し、階、部屋ごとに作成すること。

- ・(左)解体等工事の発注者への説明においては、事前調査結果の概要を記載
- ・(上)事前調査結果の詳細として、各部屋ごとに各部位に使われている建材の種類、調査の方法、石綿含有の有無の調査結果を記載

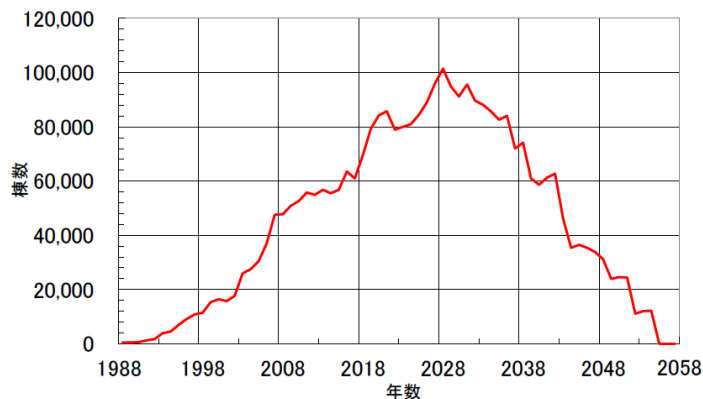
※ 都道府県等のホームページでの調査

4 事前調査の対象となる解体等工事数の推計

- 事前調査の対象となる解体、改造、補修の工事数は、関係法令の手続き状況や解体、改造、補修の届出割合などを踏まえると、年間約73万～188万件と推計されるが、住宅等のリフォーム・リニューアルの際に建材の除去を伴うこともあり、さらに対象工事が増加する可能性がある。

解体等工事件数

○ 国土交通省の推計※¹によれば、吹付けアスベスト等※²を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物※³の解体工事件数は、今後増加し2028年頃にピークを迎えるとされている。



※¹ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき、耐用年数経過後直ちに建築物が解体されるとして推計。

※² 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

※³ 昭和31年から平成18年までに施工された民間建築物（戸建て住宅や木造の建築物を除く。）

（出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料より一部改変）

○ また、環境省の推計では、平成27年度における事前調査の対象となる解体・改造・補修工事件数は、年間約73万～188万件と推定される。

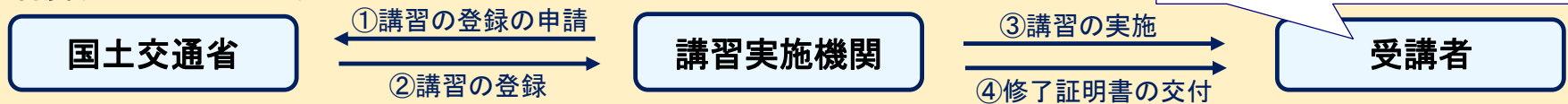
（ただし、国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査報告によれば、平成28年度の住宅の増築・一部改築・改装・改修工事の受注件数は約290万件とされていることから、当該推定数を大きく上回る可能性もある。）

5 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度について

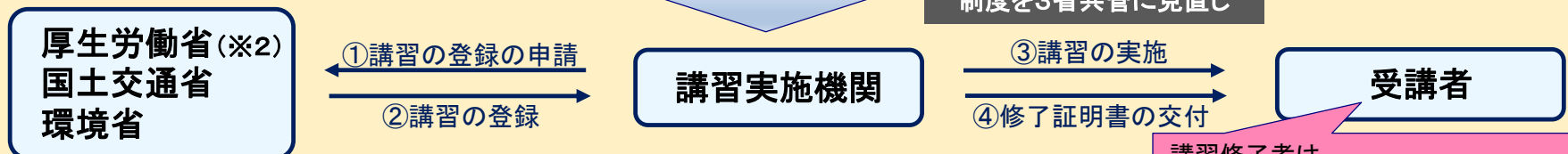
- 平成30年10月23日に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)を公布・施行した。
- これにより、これまで個別に育成されてきた、建築物の通常使用状態における石綿含有建材の調査者や大防法や石綿則に基づき建築物の解体等作業の前に行われる石綿含有建材の使用状況の調査を行う者について、三省が連携して育成していくための仕組みが構築され、平成30年度末までに旧制度の受講者と合わせて、1,275名が修了した。
 - ・講習では、関係法令、建築図面調査の情報収集に関する事項、現地調査の留意点、報告書の作成の講義を受講

建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直し

<旧制度(H25～H30.10.22)>



<見直し後(H30.10.23～)>



(※1) 旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす

(※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 <u>右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者</u>	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 <u>石綿作業主任者技能講習の修了者</u>
修了者の位置づけ	<u>特定</u> 建築物石綿含有建材調査者	<u>建築物石綿含有建材調査者</u>
対象とする石綿含有建材	レベル1, 2, <u>3</u> (通常の使用状態の調査及び <u>法令に基づく解体等工事の事前調査</u> を想定)	

※ 表中の下線部は、旧制度からの主な変更点を示す。